

第46号議案

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成29年12月7日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「百分の九十」を「百分の百」に、「百分の百十」を「百分の百二十」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条～第三条 （略） (支給割合)</p> <p>第四条 条例第三十条第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合に、勤務期間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ、同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に、次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>一 法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>百分の百</u> （条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>百分の百二十</u>）</p> <p>二 再任用職員 <u>百分の四十七・五</u>（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>百分の五十七・五</u>）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第一条～第三条 （略） (支給割合)</p> <p>第四条 条例第三十条第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合に、勤務期間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ、同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に、次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>一 法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>百分の九十五</u> （条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>百分の百二十</u>）</p> <p>二 再任用職員 <u>百分の四十二・五</u>（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>百分の五十二・五</u>）</p> <p>2・3 （略）</p>
第五条～第十五条 （略）	第五条～第十五条 （略）
<p>付 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。</p>	
<p>別表第一（第四条関係） （略）</p> <p>別表第二（第六条関係） （略）</p> <p>別表第三（第十一条関係） （略）</p>	<p>別表第一（第四条関係） （略）</p> <p>別表第二（第六条関係） （略）</p> <p>別表第三（第十一条関係） （略）</p>